

## 議第77号

教育施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正す

る条例案

教育施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和40年三島市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（積立て）

**第2条** 毎年度、基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年9月6日提出

三島市長 豊岡 武士